

〔大城 毅議員 登壇〕

○13番 大城 毅君 休憩からお願いします。すみません。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時01分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 おはようございます。それでは一般質問を行います。まず、町民が日常利用する道路について、安全はもちろん、利便性を確保することは町政の課題であるとの観点から質問をいたします。（1）町の管理する道路のうち、所有権を持っていないものがあるか。（2）面積での率はどうか。（3）持っていない理由はなにか。（4）次の道路はどうなっているか。①町道290号線、②旧南城商会裏（県道241号線～兼平団地）、③兼城相互団地内の道路、④新川、真和志高校近く的那覇市真地に接続する道路。（5）現状をどう評価するか。（6）いつまでに、どう解消するか。

2点目、那覇市首里崎山在の墓地所有権の問題はどうなっているか。（1）平成20年に、町管理の土地に建つ墓に倒木があり、撤去した実績がある。その経過、概要を説明せよ。

（2）今後とも同様の支出が予想される。いつまでに、どう解消するか。

次に3点目、日本の鉄道史上、犠牲者数で最大であるにもかかわらず、人々から忘れ去られつつあるとして、先日テレビでも放送されました。沖縄戦における旧県営鉄道の列車爆発を示すモニュメントの設置が必要だと考えるがどうですか。（1）1944年に起き200名余の方が犠牲になった旧県営鉄道爆発事故を示すモニュメントの設置で、事故の風化を防ぎ、戦争の悲惨さ、平和を発信する必要があるが、どうか。なお、この事故については、南風原町史第9巻戦争編にも、また町発行の神里が語る沖縄戦、神里自治会が発行した神里字誌でも掲載をされています。以上についてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは質問事項1点目の町の道路政策等の（1）についてお答えします。所有権を持っていないものはあります。

（2）についてお答えします。まず、この対象となる範囲が広くて、現時点では把握をしておりません。

（3）についてお答えします。既存道路の町道認定等を行う際に、無償譲渡による所有権移転について、地権者の理解が得られないこと等の理由で移転手続がなされなかったことが考えられます。

(4) についてお答えします。まず①についてであります。県道128号線との重複路線であり、県において未買収用地の買収に向けて取り組んでおります。②から④については、民間開発により整備された道路で、町への無償譲渡による所有権移転について働きかけを行っておりますが、進展しておりません。

(5) についてお答えします。公衆用道路は行政により所有、そして管理すべきものと考えております。

(6) についてお答えします。道路内の個人所有地の全容把握が困難なこと、無償譲渡による所有権移転を拒んでいる方が多数いることから、解消は困難であります。

質問事項 2 点目の那覇市首里崎山在の墓地所有者の問題について、(1) についてお答えします。ご質問の土地は、那覇市首里崎山町四丁目106番1に在し、当該土地において平成19年に倒木が発生したため、平成20年度の5月補正にて撤去費用を計上し、同年9月に町内業者へ委託して倒木の撤去作業を行っております。墓に損傷はなく、所有者への補償等は行っておりません。

(2) についてお答えします。墓地所有権については、墓の所有者を特定して分筆登記を行い、土地の所有権を本町名義から各所有者へ変更する必要がありますが、所有者の特定が困難な箇所もあることから、早期の解消は難しいとの認識であります。今後は、土地家屋調査士や沖縄県の相談窓口等の助言を受けるなど、解決に向けた方策を検討してまいります。私のほうからは以上です。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項 3 点目の件についてお答えします。列車爆発については、南風原町史の第3巻、第9巻、それから神里が語る沖縄戦などで数多く取り上げられております。戦争の悲惨さや列車爆発事故を後世に伝えるよう、平和学習等で活用していきたいと考えております。現時点でのモニュメント設置は考えてございません。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。まず、町の管理する道路のうちで所有権を持っていないものはあるのは間違いないが、把握をしていないということでした。広範囲にわたるのでというふうな理由があったかと思えますけれども、そもそも把握もしていないということであれば、解決も困難だということを示していらっしゃるようではございますけれども、皆さん方の答弁で言っているのは、既設の道路で町道認定をしようとする際に所有権移転をしてもらえなかった、譲渡してもらえなかったものがあるという理由ですから、何件あるのかも分からないということなのか、面積で私聞きましたけれども、それは分からないということでしたが、じゃあ、筆数などは把握されているのか伺います。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○**経済建設部長 金城政光君** お答えします。認定の際、現在の作業といたしましては、公図の確認と現場の確認をしております。現場では、認定に適した公図を有しているかですね。あと公図と現場が一致しているかというような確認はしておりますけれども、その中でも、現在の認定の中でも測量等の確認まではしてございません。そういうところで誤差等があったりはございます。過去のものに関しましては、どういう作業で認定されたかは、またこれは不明なところもございますので、大きく、現在認定されている、現在進行中と申しますか、その作業の中では誤差はかなり小さいものと思っておりますけれども、過去のものの中には、道路の幅員全体が民地になっていると。南風原町に移管されていないというのがございます。そういうことで、先ほども副町長からもございましたけれども、認定のときに所有権が、南風原町としては促したものと考えますけれども、南風原町への移管を、所有権の移転も促したと思っておりますけれども、了解が得られなくて所有権の移転までには至らなかったというふうに考えております。何件あるかといいますと、実際に測量をしてみないとどれだけのものが入っているかは確認できませんので、この辺はこの把握も困難だという状況でございます。

○**議長 玉城 勇君** 13番 大城 毅議員。

○**13番 大城 毅君** 私は正直言って、大変驚きました、今の答弁などですね。今後どうするかも当然ありますけれども、今進行中のものも当然ありますけれども、そうすると、この所有している方々は同意を得ないで町道の認定ができるという仕組みになっているわけですか。

○**議長 玉城 勇君** 経済建設部長。

○**経済建設部長 金城政光君** 認定の際には同意を得るということになっておりますので、同意は得られているものと思っております。同意は得られております。

○**議長 玉城 勇君** 13番 大城 毅議員。

○**13番 大城 毅君** 同意は得られても、所有権の移転はなくても、町道としての認定はできますという仕組みになっている。そういう仕組みになっているということであれば、現状に何ら不都合は生じていない。今後も生じないという認識で、同じような仕組みで、同意が得られれば所有権の移転がなくても町道として認定していくことに理屈はなるわけですが、それでいいわけですね。

○**議長 玉城 勇君** 経済建設部長。

○**経済建設部長 金城政光君** 過去には、同意が得られず移されなかったものがございます。あるものと考えております。現在は、先ほども申し上げたとおり、現場も確認して、所有権も移してから町道認定をするという形になっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 つい最近も、県道との重複でしたけれども認定をしております。最近でいくとどこですかね、ぱっと思い出せませんが、付け替えなどがありますね、起点、終点を変更したりするのが。今期も、議会でも何件かあったかと思っています。そういう際にも、同じようにそういう仕組みですか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 そういうことでございます。ただ、この間ございました国道の件ですけれども、国道の場合は所有権は移さないということになっています。国、県は移しませんので、民地の場合は当然移していただいて認定ということになりますけれども、国、県の場合はそのまま残っているという状況でございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 国、県の話は私していませんが、分かりました。私の理解は、これまでというのはいつまでなのか、現在というのはいつのことなのかちょっと不明確です。今の答弁は。じゃあそうであれば、いつまでの認定、これは議会の、あるいは皆さん方の資料を見ればいつ認定されたというのが分かるわけだから、番号までは。番号というのは新しい町道認定であれば、順序よく番号を振っていくはずですから、いつまでは所有権を移さずにやった。それ以降は移してもらっていると。こういったのは明確だと思いますが、そういう点ではこれまでのものについて過去にやったことは知りません。こういう態度では私はいけないと思っております。そして改めて聞きますけれども、所有権を持たないことでの支障はありませんか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 所有権を持たないための支障というのはやっぱりございます。建設の際に、私の土地はこっちまでというふうな主張をされる方は当然いらっしゃいます。それにつきましては、当然私どもは町道認定をされているものであれば、当然これは町道認定は所有権の方の、よくあるのは代が替わって私は認めないという方がいらっしゃいますけれども、認定する際は、所有権者の同意を得てやっているということで、議会の手続、公告等の手続もちゃんとやっておりますので、そういう形で町道としての、町の管理地になっていますので、これはしっかり説明して、今後も町道として使っていただけるように説明はしてございます。あと1点……、すみません、もう1点は何でしたか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時15分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 所有権はなくてもその当事者から引き継いだというんでしょうか、相続された方から所有権を主張して支障が出たりすることがあるということでした。そういったことが一々裁判になったりしますと、多大な支出が、経費も手間もかかるだろうと思います。そういった意味からしても、こういったのは解消するという姿勢を持たなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの毅議員のご質問にお答えいたします。確かに答弁いたしているとおおり、町道に関しましては、町のほうに所有権があるというふうなのが基本だと、望ましいことだというふうに思います。もう既に毅議員がご指摘のとおり、何年からそれをやっていないのかと。町道認定のときに同意はしたんだけど、所有権を移すまでは、所有権まではやっていないというのが現状あるわけです。それはどういうことでそうなったのかというようなことは、過去に遡っていかないとなかなか分からないものでございまして、だからといって、これをほっとくかというふうなわけにもいきませんので、もしそれをちゃんと整備していくというのであれば、多分に道路台帳が基本になるんですかね、その台帳をちょうど1本ずつめくって、起点から終点まで全部確認して、そこで町に所有権が移されていないのは何件あるのかと、何筆あるのかと、そういったようなことから始めないといけないと思うので、そうなりますと、これは当然ひとつの事業として推進しなくちゃいけないということになりまして、いろんな我々行政でやっている事業の中で、優先順位という考え方からしますと、果たしてどうだろうと。それでまた財源的な部分もございまして、以前、国の補助事業で、未買収用地を購入した事業もありますけれども、そういったふうな補助事業等もあれば、町としても積極的に取り組んでいけるんですけれども、現段階といたしましては、なかなか議員ご指摘のとおり、それをちゃんと整備していくというふうな状況は非常に厳しいなと考えているところです。結論といたしまして、そのままほっとくというわけにはいきませんから、次の墓地のご質問も併せてですね、町としてどういったふうな事業として対応できるかどうか、これは時間をかけて議論しないと、先輩方にも確認しまして、どうして今までやらなかったということも確認しまして、何か不都合があったかもしれませんから、そういったものも是非検討させていただきたいと、お時間をいただきたいということでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 過去にそういった国、県ですか、その財源を活用してのものがあつたが、今どうかまでは答弁ありませんでしたが、今の答弁を聞いていると、実質は先送り

させてくれというふうなことにしか聞こえないわけですね、大変残念であります。しかし、少なくとも今後については、例えば議会に認定の議案を提出する際には、そこがどうなっているのか。そのことも含めて議会の承認をいただくと。こういう仕組みが是非必要なんじゃないでしょうか。所有権は移転されていますかということについてもちゃんと報告した上で認定を求める。これはなくてもいいという仕組みですか、今現在は。法律的にです。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 現在の仕組みとしては、当然所有権を移転して認定するというところでございます。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時20分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 町道認定については、基準等に関する要綱がございますので、それにのっとって行っております。無償譲渡をしていただいて、やるというのが今行っている事務でございます。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時21分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 申し訳ありませんでした。訂正いたします。事業等の場合は、当然認定していただいてから用地買収等に入りますので、そのときは、認定のときには所有権はないという形になります。今後また私道等の認定の際は所有権がちゃんと移るという確認のもとで認定はしていきたいと思っております。今、そういうふうな事務をしてございます。法的にというところでございますけれども、法律では所有権がないと認定できないというものではございません。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ちょっと私、想定していないところでの議論になってしまいました。現状をどう評価するかと、(5)ですけれども、それぞれ開発業者がやったもので、町のものになっていないという答弁でしたね。新川とか相互団地などですね。その現状がどうなっているかということについて報告いただけますか。道路の現状です。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。議員のおっしゃっている②、③、④についてご説明いたします。旧南城商会裏の県道241号線から兼平団地までの区間ですけれども、こちらについては、筆数については5筆ございます。権利者については法人を含めて5名、それから相互団地地内の道路については筆数が11筆で、地権者が16名おります。それから新川、真和志高校近く的那覇市真地に接続する道路については、筆数が2筆、権利者が2名となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。その筆数と所有者の数を報告受けましたけれども、町民の目から見ての現状ですね、今の権利関係などは目に見えるものではないですから、ご報告ありがたいと思いますけれども、町道じゃないんですね、いずれにせよね。こっちが町道じゃないということを明らかにしてください。そしてそれはその理由も含めてですね、そしてこの道路の状態ですね、町民の皆さんが日頃利用しているわけですが、それがどうなっているかについても把握しているのであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。旧南城商会裏の件ですけれども、こちらは町道ではありません。それから兼城相互団地地内の道路についても町道ではございません。新川、真和志高校近く的那覇市までの接続する道路についても町道ではございません。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 なかなか道路の現状についてお答えいただけていないんですが、いずれにせよ、私がまず感じるのは大変状態が悪いといずれも。路面の状況などが悪いということ。その前に、まずこれを聞きます。下水道が敷かれているかどうか。それとごみの収集などで町は利用しているかどうか、これについて伺います。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 下水道についてお答えします。町道290号線については県道ですので、まだ工事箇所ではございません。旧南城商会のところは里道関係じゃないところは直接しておりません。里道がつないでいるところは、一部つないでいるところはありますが、全体的に個人敷地には入れておりません。新川、真和志高校近くも同じでございます。全然、下水道はつないでおりません。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 そうすると、個人の所有者がいるところは下水道は敷いていないということですね。それともう1件聞きましたので、お伺いします。

○議長 玉城 勇君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん ごみの収集に関しては、住宅に面している道でしたら、そちらのほう車が入って回収しております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。ここでは挙げませんでしたけれども、宮平にあります南部保健所だとか健康づくり財団とかがありますけれども、その裏のほうですね、329号から逆のほう。あそこに2本道があるわけだから、どちらも下水道のマンホールが置かれております。一部、大変路面が著しく破損している場所があります。いつからそういうふうになっているのか、もし把握しているんですしたらお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時28分）

○議長 玉城 勇君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。議員がおっしゃっている道路等、現状は道路に見えるんですけども、ちょうど頂上付近のことだと認識しておりますが、そこについては、これは県の所有する駐車場、基本的には駐車場になっていまして、そこを県の配慮の下で、現在は付近の住民との道路として使用させているような状況だと思っておりますので、県の土地になります。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時29分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 その部分も、あそこには下水道が入っていないわけですね。

○議長 玉城 勇君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えいたします。今議員がおっしゃっている路線の確認ですけれども、これは国道329号から南部保健所の側を通過して抜け、後ろ側の町道に抜ける路線ということでしょうか。二股に分かれているんですが、認識ではこの路線についてと、両方の路線についてのことですか。国道からの町道までの1本の路線については、こちらについては裏側の町道から頂上付近を下って、南部保健、すみません、細かい説明はちょっとできませんけれども、南部保健所の傾斜の途中までは位置指定を取られております、現在ですね。なので、所有権についてはもちろん町のほうには移管されておられません、現状が。あと一つの路線については、頂上からまたいで里道を通って町道に直結する路線と認識しておりますけれども、こちらについては先ほどお答えしたとおりでございますけれども、県の所有地をまたいでいるという状況ですので、現状は砂利の状態というふうな状況です。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 そこについてはごみの収集車は通っていますか。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時31分）

○議長 玉城 勇君 再開します。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 個人の住宅に面しているところは、そちらのほうごみ収集では使っております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今のご答弁は、今話にあった路面がちゃんとしていないところね、イシグーになっているところ。そこも通っているというふうに理解したいんですが、それでよろしいですか。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時32分）

○議長 玉城 勇君 再開します。住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。ちゃんと場所は確認できておりませんが、住宅に面しているところの道でしたら、個人の住宅があるのであれば、ごみ収集としては通ります。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時33分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ちょっと具体的なポイントが意思疎通できていないので、ここはちょっと保留したいと思います。いずれにしろ、私は先ほどから認定について所有権との関わりを申し上げてまいりましたが、あったように、認定されてから事業を行うということであれば、認定した上でなければ工事に入らない。買収したり、工事したりできないということだから、認定は所有権移転の前提ではないということで、私は今理解をしたつもりですが、ただいずれにしろ、供用開始というか、実際町民の供用にするのであれば、供用開始するのであれば、当然今後について所有権移転してからやるということをお約束できますか。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 先ほども申し上げたとおり、所有権がないときのトラブルはございますので、当然私道を町道認定するときは、所有権の移転はしていただくという方針で行っていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ちょっと時間かかり過ぎました。崎山の墓地の件についてですけれども、そもそもなぜ首里に南風原町の町有地があるのかということについてご説明いただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。確認したところ、南風原村史から、当時首里崎山町は南風原間切りから分離したということが記載されておりますので、当時は南風原間切りであり、それがそのまま町の財産となって残っているということと考えられます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私も改めて、その補正予算、議案になったときの会議録を見ましたけれども、財産の調書には載っていないと、決算書のですね。ということは財産台帳にも載っていないということなのか、これを確認します。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。台帳のほうには記載されておられません。理由としましては、以前売却しているという資料が残っておりますので、記載は当然してはおりません。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 当時の会議録を見ましても、大変役場も苦労されたことがございませぬけれども、古い資料を一生懸命探されて、議会は売ることに満場一致で合意したということなどがあつたりしたけれども、所有権の移転までは確認できなかったということで、所有権が移っていない以上、そこに障害物があれば、求めがあれば、それは撤去せざるを得ないという責任があるというふうにありましたが、それは考え一緒ですよ。今も考え方は一緒ですよ。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 議員おっしゃるように、同様な考えです。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、崎山がかつて南風原間切りだったということの名残だろうというふうな感じで、今の報告にもありました、会議録にもありました。そうすると、歴史的に大里間切りや東風平間切りとの地域のやり取りがありますね、これまでに。そうされているということが歴史を見るとあります。そのことからすると、そういったことはほかにもあるのかないのか、確認したことがあるかどうかお伺いします。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 私たちのほうで今確認しているのは首里崎山のみとなっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これも先ほどの道路の問題と同じように、町長もおっしゃいましたが、なかなか解決するのが簡単じゃないということだと思います。ただ、これはまた期間がたつにつれて、相続がどんどんされていけば、ますます権利関係がややこしくなって解決が遠くなるという認識、私はそう思うんですが、執行部も同じ考え方ですか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。先ほど副町長からもありましたとおり、やはり解決すべき案件ですので、今後も家屋調査士とか、県の相談窓口、専門家の方を交えて解決に向けて方策を検討していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 同じ認識だと思いました。ただ、南風原町有地であると、売ったとは言っているけども、その証拠がちゃんと残っていないということになっていて、それで責任を負担せざるを得ない。これも同じ認識だと、今と同じで変わらないと。今もその当時の認識と同じだと、10年前のね議会と一緒にということ。議会での発言と一緒にということであれば、ますます今後難しくなって、町民からすれば、ちゃんとした根拠のはっきりしない負担をせざるを得ないことは、今後も起こりうるということになると思いますので、理屈上ですね。そうすると町民にとって分かりにくい、すなわち議員にとっても本当にこれは支出しなければいけないのかということをやっと引きずって、かつもっと難しくなると、期間がたてばたつほど。こういうことになりますので、大変だと思いますけれども、是非取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。

そして爆発事故の件ですけれども、1940年ですからかなり古い話ではありますが、この事故の概要だとか、原因と思われることだとか、町民の被害、この3点について簡単に説明していただけませんか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えいたします。当時の事故の内容ですが、こちら文献から調べますと、ガソリンと爆弾を積んでいた列車に、人員も一緒に載っていきまして、こちらが南風原の喜屋武を通過して、南城市稲嶺駅に向かう途中で、その列車が坂道を上っているときに火の粉が、積んでいるガソリンに引火してしましまして、そのガソリンの引火の爆発で、積んでいた爆弾にも引火して大爆発に至った。その周辺には当時、列車に積んでいる以外にも、これもDVD等で見たんですが、戦闘に備えて爆弾も積まれていたようです、神里の東側の周辺のほうに、そこにも引火してしましまして、当時神里、直接神里地区は通っていないんですが、爆風等で当時の資料では引火2軒が焼失、1軒が爆風で倒壊、不幸中のというか、幸いにも神里地区から死傷者は出ていないというふうな記載となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 課長ありがとうございます。大変な事故で、この間のテレビの報道によると、東京、大阪で起きた事故が200名に少し足りないぐらいの犠牲者が出たようですけれども、それを上回る、日本史上最大の鉄道事故というふうに言っております。幸い町民の、宇神里のほうで今おっしゃったような建物の被害が合計3軒あったということでありまして。これについては、平和学習で活用したいという決意は述べられておりますけれども、モニュメントを設置する考えは全くないということでした。このモニュメントを設置する考えはないというふうにしたのは、どういう理由からですか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 今の時点でモニュメントの予定がないということは、現場もこちらのほうで確認しましたところ、場所も町外といいますか、南城市のほうになっているということで、すぐにモニュメントという話になると、その辺で調整に時間がかかる。こちらとしましては、すぐにそういったモニュメントに取りかかるというよりも、ほかにもいろいろな平和学習を発信する方法はあると思っておりますので、今その現場に、すぐにモニュメントの設置は今現在はないということでの答えとなっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今、課長からございましたように爆発事故が起きたとされる現場は南城市、昔でいえば大里村、稲嶺駅の近く。今の軽便鉄道駅の近くですね。確かにそうですけれども、しかしながら、そこで私は南城市のほうでも、南城市の市史編集室というところに行きましたら、同じように、ほぼ課長がおっしゃった内容での、南城市の歴史の本が出ていました。それでももちろんよその市町村ですから、簡単じゃないのかもしれませんが

けれども、同じ認識だと思うんですね、南城市も。爆発事故に対する認識だというのは同じだと思っています。相談をして、別に大きな、ここにある祈和之塔みたいな、ああいうのをイメージしているわけじゃないんですね。ここはこういう事故があったんだということを示してですね、今でさえなかなか皆さんご存じない方のほうがずっと多いというのを、やはりなんらか改めて取り組んだほうがいいんじゃないのかなと。こんな事故があったんだということについて認識してもらうためにも南城市ともよく相談をして、別に急げというわけでもありませんが、よく相談をして、合意してやっていただきたいというふうに考えての今回の提案です。改めてもし、お考えがありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 平和の碑とか、ここにそういった事実があったということで、町内にもいろいろ碑はあります、モニュメント等。それは私の把握している記憶の中では、大体町民の皆さんからの声が上がって、実行委員会形式等でやっているかなと思います。議員がおっしゃっているのは、例えば文化財の前で、柱があつてこれはこういうところですよというふうなことも含めてですね、それはまたその場所が先ほど議員からもあったように南城市ということもございますので、その辺はそれぞれの担当と調整はして、そういうのが必要かどうか、またやったほうがいいんじゃないかを含めて、両自治体で検討してもいいかなと。もしくは、南城市の土地であれば、そちらにそれを促すという方法も、また今後、方策の一つかなというふうに思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。確かにこの一、二年で造ってほしいという思いはありますが、それは私の思いであつて、皆さん役場のほうが、教育委員会のほうでどういうふうに具体化されていくかはお任せするしかありませんし、それで結構なんですけれども、是非思いは共有できたらいいなと思います。

ところで、これは南風原町の文化保護委員会から平成30年度に答申された答申書です。この中に沖縄陸軍病院南風原壕及び黄金森周辺戦跡活用についてという答申書が出ております。これは平成28年10月9日付で教育長から諮問があつて、2019年、平成31年2月18日に答申をしてもらっているという答申書です。町長当時、教育長ですか、だと思いましたが、赤嶺正之教育長が諮問されて、今度町長になって恐らく答申を受けたのかなと思うんですが、その内容はかいつまんで大丈夫でしょうか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ただいまの質問の答申については、教育委員会の教育長のほうから諮問をして、こちらのほうで答申を受けております。答申のほうでは、陸軍病院南風原壕、文化財として我々のほうは指定した後に、壕の保存活用について諮問しました。いろいろ壕の活用がされているんですけども、またその周辺についても有効な活用をして

ほしいということで答申を受けております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。この答申書はタイトルからしても、陸軍病院壕及び黄金森周辺戦跡の活用についてということになっていて、黄金森を中心としたものを戦争関係というのかな、それもそうですけれども、さらに民俗だとかのコースなどもつくっていただきたいとか、いろいろと観光協会との連携だとか、そういったことが答申されております。私が今回提案している爆発事故というのは黄金森からかなり離れてはいる。場所も南城市ということで、これからは離れてしまうなという思いはあるんですけれども、ということで、まずこの答申について実行するのが先だろうなというふうに私は考えます。この答申はまず具体化するべきだろうと。ということで、この答申の具体化はどのようになっていますか。どのように受け止めていますか。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 答申で具体的な、物理的な整備というんですかね、その辺については今後検討していかないとけないというふうには受け止めているところです。ただ、既にこの壕を活用した活動というふうなものは様々な形で実施されているところです。これまでも壕の中のほうの説明、それからガイドを含めた説明等もやっておりましたが、さらに同じようなパターンのものでなくて、周辺のいろんなものを、また新しい説明、それからガイド等も含めて、勉強会等を含めた活用については実施しているところでございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私も詳しく把握しているわけじゃないんですが、いろいろな、ここに蛸壺があったとか、ここに兵士、兵隊の遺骨が出たところだとか、名前まで分かっているとか、そういったことがあるようですね。そういった場所場所にも説明板なりを置いて、そこもまたコースとして、学習コースにしてはどうかというふうなこともあると私は読み取りましたけれども、まず黄金森周辺をきちんと活用できるようにしてはどうかという提案だと思っています。そこから始めていって、私の思いをゆくゆくは町内全域まで、どこかにはありましたかね、町全域が博物館だという捉え方をしている自治体もあって、そういうふうには総合的学習が進んでいるというふうなことがあったかと思います。それをすぐにじゃなくても年次的につくっていくという計画を立てる必要があるんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前10時55分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 確かにこのことについては、通告書の中には書いてありませんが、南風原町の平和行政という考え方をすれば共通ですし、現にこういうふうに出ています。是非、せつかく諮問をして受けた答申について、そのままにしないという当たり前のことをやっていただいて、財政とももちろん相談する必要があるでしょう。いろいろな調整はあろうと思いますが、是非それを具体化するような形で私は、例えばそのための委員会が必要であれば、専門家の方々を交えた委員会も設置するというようなことを要望して終わります。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]